

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）701条の58第1項の規定に基づく各事業所税更正決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年4月1日付けで行った別紙1処分目録記載の各事業所税更正決定処分（以下「本件各処分」という。）について、いずれも取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

本件会議室は、会議室として使用していた時期があったのは事実だが、未使用の状態が10年以上続いている。

処分庁が根拠とする「市町村税実務提要」の例は、本件会議室のように、机と椅子のような軽微な器具备品のみを必要とする会議室に当てはめるのには無理がある。本件会議室は、水道も止めているため、中にあるトイレも使用できない状態であり、必要な維持補修は長年にわたりなされていないことから、いつでも操業しうる状態とはいえないのは明白であり、休止施設に該当する。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月5日	諮問
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）
令和4年1月31日	審議（第63回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課するとされている（法701条の32第1項）。

ここでいう「事業所等」とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうと解するのが相当であり、この場合、事業所等において行われる事業は、当該法人又は個人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる事業も含まれ、社会通念上そこで上記のような事業が行われていると考えられるものについては、事業所等に当たるものと解される（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知・第9章・三・(3)、第1章・第1節・六・(1)）。

そして、ある家屋の全部又は一部が事業所等の用に供される事業所用家屋に当たるといえるか否かを判断する際には、そこに人が常駐するか否かといった形式的な基準によるのではなく、その構造及び物的設備の内容等、そこで行われている業務の内容及び性質、当該法人又は個人の行う事業における当該業務の位置付けないし役割、その他その管理状況やそこへの人の出入りの状況等の事情に照らして総合的に判断すべきものであり、たとえそこに人が常駐していなかったとしても、当該法人又は個人において事業を行う必要から設けられ、他の事業所等の人的設備をもってそこで継続してその事業に係る業務の一部が行われていると認められる場合には、当該家屋の全部又は一部は、事業所用家屋に当たると解するのが相当である（東京地方裁判所平成23年2月8日判決・裁判所ウェブサイト掲載）。

- (2) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上事業を休止していると認められる施設に係るものは、課税標準に含めないとされており、この場合、「休止している」とは、機械、設備等が当初から設置されていない又は撤去されたことにより事業所等の全部又は一部（当該休止部分が壁・扉等で構造的に区画されている場合に限る。）の休止が客観的に明白な場合をいうものとされ、現に操業は行っていないものの、必要な維持補修が行われており、いつでも操業し得る状態にある場合、あるいは事業所等の一部を事業の都合で単に使っていないという場合には該当しないとされている（課税事務提要・第7章第1節第4）。

課税事務提要は、事業所税の課税事務運営にあたり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図るためのものとして、一定の合理性を有するものと認められる。

- (3) 事業を休止している場合の当該休止部分に係る床面積の取扱いについては、事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に

は含めないことが適当であるとされている（自治省通達昭和50年9月30日自治市第81号参照）。

(4) 休止施設については明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に操業は行っていない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでも操業ができ得る状態にあるような、いわゆる遊休施設については含まれないものである（市町村税務研究会編「市町村税実務提要」3230頁参照）。

(5) 事業所税の徴収は、申告納付の方法によってなされ（法701条の45）、指定都市等の長は、申告書の提出があった場合に、当該申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するとされている（法701条の58第1項）。

そして、申告書の提出期限までにその提出があった場合において法701条の58第1項による更正があったときは、指定都市等の長は、当該更正に係る税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない（法701条の61第1項）。

なお、更正、決定及び加算金の決定の期間制限について、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後はすることができない（平成23年12月2日法律第115号による改正前の法17条の5第1項）。

2 これを本件についてみると、本件会議室は請求人の所有に係る別紙2物件目録記載の建物の2階部分であるところ、請求人が同建物の2階部分を会議室として使用していた時期があることは請求人も認めるところであるから（第3）、本件会議室は、請求人の事業を行う必要から設けられ、他の事業所等の人的設備をもって、そこで継続してその事業に係る業務の一部が行われていたものといえ、請求人の「事務所等」に当たる施設であったものといえることができる。

そこで、請求人が、本件会議室を10年以上使用していない旨主張していることから、本件各処分の適否を判断するに当たり、本件会議室が、事業所床面積のうち課税標準に含めないとする事業を「休止している」と認められる施設（休止施設）といえるか否かについて検討する。

この点、処分庁の現地調査においても、本件会議室が現に会議室として使用されているという事実は確認されていないことが認められる。請求人の対象期間に係る固定資産台帳には「〇〇会議室」との記載があり、本件会議室の存する建物は請求人の事業のための資産として管理されていることが認められ（固定資産台帳によれば、同資産は対象期間において減価償却が行われ、収益に対する費用計上がされていることも認められる。）、そして、本件会議室には会議に必要な設備である机、椅子が使用できる状態で設置されており、処分庁から提出された本件会議室の写真によっても、本件会議室が使用可能な状態で一定の管理下で維持されている状況が認められる（上記1・(2)）。

そうすると、本件会議室は、必要な設備等が撤去されるなどにより事業所等の休止が客観的に明白な場合であるということとはできないから、本件会議室は、本件各処分に係る課税要件の認定において、事業を休止していると認められる場合に当たるとはいえないというべきである（上記1・(2)）。

3 請求人の主張について

これに対し、請求人は、水道を止めているために建物内のトイレも使用できない状態であり、いつでも操業できる状態とはいえないことは明白であるなどと主張するが、本件会議室には会議に必要な設備である机、椅子が使用できる状態で設置されていることは前述のとおりである上、建物の水道を止めているとの事実があるとしても、そのことは、本件会議室を準備なく直ちに使用するには事実上の支障があることの事情にはなっても、本件会議室を必要に応じて業務

のために使用することができないことを客観的に明らかにする事情とまではいえないから、請求人の主張は採用できない。

なお、水道の開栓について、当審査会事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、一般的に、東京都水道局に対して使用開始の申込みを行えば、数日以内に開栓することが可能であるということが確認された。

以上のことから、本件会議室が休止施設に当たらないことを理由に、本件会議室の床面積を加えた事業所床面積を課税標準とした本件各処分は違法又は不当なものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)